

# 12月3日～9日は障害者週間です

～こころのバリアを取り払おう～

「障害者週間」は一人ひとりが障がい者の抱える問題について関心を持ち、理解を深めるとともに、障がい者自らが社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められています。

私たちのまちには、身体障がい、知的障がい、精

神障がいなどのある人が暮らしています。障がいへの誤解や理解の不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を取り払い、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し、支え合いながらともに暮らすまちにしていきたいでしょう。

## 一 障がいへの理解を深めよう 一

市内では「身体障害者手帳」、「療育手帳（知的障害）」、「精神障害者保健福祉手帳」を持っている人は合わせて5,831人（平成22年3月末現在）で、市民の約17人に1人の割合です。また、手帳を持っていなくても障がいに悩んでいる人もいます。障がいのある人は生活のさまざまな場面で制約を受けています。障がいのある人がどんなことを知って欲しいかという一例を紹介します。



▶作業所でパンを作っています。

### ■障がいについて知ってほしいこと

- ・外見でわかるものだけが障がいではなく、外見でわからない障がいもある。
- ・障がいの種類も程度もさまざまであり、一律ではない。
- ・障がいは誰にでも起こりうる身近なものである。
- ・障がいがあっても普通の生活をしたいと願っている。
- ・本人や家族の努力だけでは解決できないことが多い。

### ■配慮してほしいこと

- ・障がいがあっても働きたいと願っているのに、働くための支援や働く場を確保してほしい。
- ・障がいだけを見るのではなく、一人の人間として全体像を見てほしい。
- ・特別視せず、普通に接してほしい。

### ■理解してほしいこと

- ・視覚障がいのある人が点字を使えるとは限らない。

### ■聴覚・言語障がい

- ・「全盲」と「見えづらい」「弱視」「視野狭窄」があり、見えづらさも多様である。
- ・聴覚障がいはコミュニケーションが困難な点につらさがある。
- ・音声での情報が理解できにくく、アナウンスされてもわかりづらい。

### ■肢体障がい

- ・車いすを利用していると、ちょっとした

た段差や障害物があると前に進むことができない。

### ■内部障がい

- ・外見ではわからないため、周りから理解されにくい。
- ・障がいのある臓器（心臓、肺など）だけに支障があるのではなく、それに伴い全身状態が悪く、疲れが取れない状態が続くことがある。

### ■知的障がい

- ・抽象的な概念が理解しにくい。
- ・自分の意思を表現したり、質問したりすることが苦手なことがある。

### ■精神障がい

- ・病気の苦しみも強いが、収入も少なく生活上の苦しみも強い。
- ・精神障がいとわかると不利な扱いを受けることが多いため、精神障がいであることを知られたくない人も多い。
- ・外見ではわからない人もいるため、周りからなぜ働いていないかなど理解されにくい。

### ■発達障がい

- ・十分な理解と支援を受けられていないLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥、多動性障害）、アスペルガー、高機能自閉症などの軽度発達障がい者が少なくない。
- ・外見ではわかりにくい「態度が悪い」「親のしつけが悪い」などと批判されやすい。

（内閣府が実施したアンケート調査より抜粋）

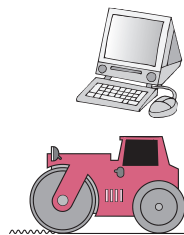
### 【問い合わせ】

障がい福祉課  
22・9656 FAX 22・9662

※市では、障がいのある人やその家族の相談窓口として、「伊賀市障がい者相談支援センター」を設置しています。日ごろ困っていることや福祉サービスの内容などについて、気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ】 伊賀市障がい者相談支援センター ☎ 26-7725 FAX 22-9662

# 償却資産申告書を提出してください



市内で事業をしているすべての人（法人・個人）は必ず償却資産の申告を期日までに行ってください。

「償却資産」とは、事業のために使用する構築物、機械器具、備品などの有形資産をいいます。例えば、ミシンを家庭用として使用している場合は課税対象となりませんが、ほうせい工場などで事業用として使用している場合は、償却資産として課税の対象となりますので申告が必要です。

## 【対象者】

会社、工場、商店、駐車場、アパート経営など、市内で事業を行っているすべての事業主

## 【課税の対象例】

①**構築物**…駐車場などに使用しているアスファルト舗装、車止めなどの設備、広告塔、門、塀、そのほか土地に定着する土木設備など

②**機械・装置**…工作機械、印刷設備、土木建設機械（ブルドーザなど）、公衆浴場設備（かま・温水器など）、そのほか各種製造設備などの機械類

③**車両・運搬具**…フォークリフト、構内運搬具、そのほか車両運搬具など

※自動車税の対象となる車両は除く。

④**工具・器具・備品**…ミシン、事務用備品（机・棚・パソコン・エアコンなど）、美容美容器具（化粧台・鏡など）、遊戯器具（ゲーム機・パチンコ台など）、看板、医療用器具（診療台・レントゲン機器など）、そのほか各種工具・器具など

※リース機器などは、貸与主が課税の対象となりますので、所定の欄にリース先の記入が必要です。

## 【注意事項】

平成20年度税制改正により、機械および装置の耐用年数が大きく変わっています。改正後の耐用年数で申告してください。また、以前の資産についても改正後の耐用年数が適用されますので、該当する場合は修正の申告が必要です。

※締め切り際は申告が集中しますので、なるべくお早目の申告にご協力ください。

## 【提出締切】

1月31日（月）

## 【申告書の入手方法】

12月中旬に発送します。届かない場合はご連絡ください。市ホームページからもダウンロードできます。

## 【提出方法】

申告書に必要な事項を記入の上、受付窓口に郵送または持参してください。詳しくは償却資産申告の手引きをご覧ください。また、便利な電子申告（eL-TAX）もご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

## 【受付窓口】

〒518-8550  
伊賀市上野丸之内1-16番地  
伊賀市企画総務部課税課資産税係  
または各支所振興課

## 【問い合わせ】

課税課  
☎ 22-9614 FAX 22-9618

# 第51回 伊賀地区駅伝競走大会 参加チーム募集

1/30 (日)



伊賀地区駅伝競走大会は、今回で第51回を迎えます。市民の皆さん、企業や地域、学校などで仲間を集めてぜひご参加ください。

【とき】 1月30日(日)  
○午前8時30分：開会式  
○午前10時：男子の部スタート  
○午前10時10分：女子・中学男子・中学女子の部スタート

【コース】 ゆめドームうえの北側道路（スタート・ゴール）、ゆめが丘、友生周辺。  
※今回からコースを変更しています。詳しくは市ホームページで確認してください。

【区間】  
男子の部：6区間 23.0km  
女子・中学男子・中学女子の部：5区間 13.2km

【チーム編成・参加資格】  
男子の部：監督1人、選手9人以内  
※伊賀地区に在住、または通勤・通学の人。（中学生を除く。）  
※1区、2区については、上記に該当する女子が参加できます。

※大学生・高校生は、1チーム2人まで参加できます。

女子の部：監督1人、選手8人以内。  
※伊賀地区に在住、または通勤・通学の人。（中学生を除く。）  
中学男子・中学女子の部：監督1人、選手8人以内  
※伊賀地区の中学校に在籍の人。（申し込みは学校単位とします。）  
※男子・女子の部では、伊賀地区出身であっても、伊賀地区外に在住で、伊賀地区外の大学・高校に通学している人は出場できません。

【参加料】  
男子の部：1チーム10,000円  
女子の部：1チーム5,000円  
中学男子・中学女子の部：1チーム3,000円

【申込方法】  
スポーツ振興課に設置の申込書に参加料を添えてお申し込みください。

【申込期限】 1月11日(火) 午後4時  
【申込先・問い合わせ】  
スポーツ振興課 ☎ 22-9680 FAX 22-9692